

↳ 物納不適格財産

Q : 今回の税制改正で、相続における物納不適格財産が明らかになったそうですが、どのような内容になっているのですか？

A : 物納できない財産が、限定列举されました。

【解説】

今回の税制改正では、物納や延納制度における許可基準や手続きの明確化が図られています。物納不適格な財産の明確化もこれによるものですが、これについては、次のように限定列举されています。

- ① 抵当権の目的となっている不動産
- ② 譲渡により担保の目的となっている不動産
- ③ 差し押さえがされている不動産
- ④ 買戻し特約が付されている不動産
- ⑤ 所有権の存否又は帰属について争いがある不動産
- ⑥ 地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の存否又は帰属について争いがある不動産
- ⑦ 境界票の設置がされていないことにより他の土地との境界を認識することができない土地
- ⑧ 土地使用収益権が設定されている土地の範囲が明らかでない土地
- ⑨ 建物等がその敷地である土地の隣地との境界を超える場合又は境界上に存する場合における当該土地
- ⑩ 譲渡制限株式など

